

小牧市民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

〔平成30年7月31日〕
〔30小建第1052号〕

(通則)

第1条 小牧市民間建築物ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助することにより、地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去を促進し、もってブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材等を用いて築造した塀（門柱を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 ブロック塀等を所有又は管理するもの
- (3) 高さ 道路面又は公共施設等（公園、保育園、会館等不特定多数の者が利用する土地をいう。第6号において同じ。）の敷地地盤面からブロック塀等の壁頂までの高さをいう。
- (4) 撤去 既存のブロック塀等の高さを1メートル未満（既存のブロック塀等が1メートル以上の擁壁等の上部に設置されている場合にあつては、零）にすることをいう。
- (5) 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- (6) 道路等 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又は一般の用に供している不特定多数の者が通行する道をいう。以下同じ。）及び公共施設等をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、ブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等（国、地方公共団体その他これらに準ずる団体及び市税を

滞納している者を除く。)とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内の道路等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等のうち地震等の際に倒壊するおそれのある危険なものを撤去する事業で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 第8条の補助金の交付の申請をする年度内に完了すること。
- (2) 同一敷地内において道路等に面する場所に存するブロック塀等(道路等のうち公共施設等の土地に面するもので、倒壊しても明らかに人的被害や避難時等の通行の妨げとなるおそれがないと認められるものを除く。)の全てを撤去すること。
- (3) 道路内に存する既存のブロック塀等にあつては、全て除去すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としない。

- (1) 対象となるブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象であるもの
- (2) 当該事業について市の他の補助を受けるもの
- (3) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたもの
- (4) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ブロック塀等の撤去、運搬及び処分に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その限度額は、20万円とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に係る契約を締結する前に、民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第

1) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 撤去場所の案内図

(2) 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）

(3) 撤去工事の見積書の写し

(4) 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）

(5) 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているものに限る。）

(6) 宣誓書（様式第2）

(7) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の申請の取下げをしようとする者は、規則第7条の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに民間建築物ブロック塀等撤去費補助事業計画変更等承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合であって、補助金交付の目的を損なわない事業計画の細部の変更の場合は、この限りでない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「民間建築物ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する民間建築物ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書は、様式第4によるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から30日以内又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付して市

長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は発注書等の写し（契約日がわかるものに限る。）
- (2) 工事費請求書の写し及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金の交付後でも可）
- (3) 工事写真（着手前及び完了時の様子が確認できるものに限る。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、適切に撤去されたか検査するものとする。

3 市長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第5）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第13条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第6。以下「請求書」という。）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、事業の完了した日の翌年度の4月30日とする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（代理受領の届出等）

第13条 申請者は、補助金の請求及び受領について、補助事業を施工する事業者等（以下「事業者等」という。）に委任する方法により行うことができる。この場合において、申請者は、あらかじめ民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付申請書に代理受領届出書（様式第7）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項後段の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出を取り下げようとするときは、第11条第1項の規定により実績報告書を提出する日前までに代理受領届出取下届（様式第9）を市長に提出しなければならない。

4 第2項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出の内容を変更しようとするときは、代理受領届出変更届（様式第10）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前2項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出（取下・変更）確認通知書（様式第11）により申請者に通知するものとする。

（代理受領による補助金の交付）

第14条 前条第2項の通知を受けた申請者から補助金の受領について委任を受けた事業者等が補助金の請求をしようとするときは、請求書を受け取った日から起算して10日以内に代理受領に係る補助金交付請求書（様式第12。以下「代理受領請求書」という。）に代理受領に係る委任状（様式第13）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、代理受領請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を事業者等に交付するものとする。

3 補助金の交付を受ける事業者等は、前条第2項の通知を受けた申請者に請求する額から当該補助金の額を控除するものとする。

4 第2項の規定による補助金の交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（代理受領の取消し）

第15条 市長は、申請者又は事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すものとする。

(1) 次条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

(2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(3) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が第11条第3項の規定により通知された検査結果不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したと

き。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年6月18日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 平成30年6月18日から平成30年8月31日までの間に補助事業に係る契約を締結した補助事業者に係る補助金の交付の申請については、第8条中「契約を締結する前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 第2項に規定する日以前に規則第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者住所（所在）

氏名（名称）

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 補助金申請額 金 円

2 施工場所

3 撤去するブロック塀等の種類

種類	コンクリートブロック コンクリートパネル 石材 その他（ ）
高さ	m
延長	m

4 補助対象経費 円

5 予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日

《添付書類》

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）
- (3) 撤去工事の見積書の写し
- (4) 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）
- (5) 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているものに限る。）
- (6) 宣誓書
- (7) その他市長が必要と認める書類

この申請の審査に必要な納税に関する資料を公簿で確認されることに同意します。

年 月 日

補助事業者氏名（署名）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第8条関係）

宣 誓 書

年 月 日

（宛先）小牧市長

宣誓者住所（所在）

氏名（名称）

（署名（法人の場合は、記名押印も可））

民間建築物ブロック塀等撤去費補助金を申請するに当たり、下記のとおり宣誓します。

記

- 1 撤去しようとするブロック塀等を所有又は管理するものです。
- 2 管理するものとして、撤去することについてブロック塀等の所有者の同意を得ています。

以上の記載事項、規則及びこの要綱の規定に反したときは、補助金を返還します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第10条関係）

民間建築物ブロック塀等撤去費補助事業計画変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者住所（所在）

氏名（名称）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について計画を（変更・中止・廃止）したいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称

2 変更後の補助金申請額 金 円

3 計画変更等の理由

4 計画変更の内容

※計画変更の内容は、変更前と変更後の内容が対比できるように作成し、事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第10条関係）

民間建築物ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、市費補助金等の予算執行に関する規則第7条の規定により通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金の額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第11条関係）

検査結果不備事項通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された補助事業等実績報告書に基づき検査した結果不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 不備の箇所
- 3 不備の内容及び理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第12条関係)

民間建築物ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

補助事業者住所 (所在)

氏名 (名称)

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 額				0	0	0
	十	万	千	百	十	円

2 振込先

振替先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。